

○無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を改正する省令案 新旧対照表	
改正案	(傍線部分は改正部分)
(特別業務の局及び標準周波数局の運用) 第四百十条 特別業務の局(設備規則 <b>第四十九条の二十二</b> )に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)及び標準周波数局の運用に関する左の事項は、告示する。 一〇三 (略)	現行
(特別業務の局及び標準周波数局の運用) 第四百十条 特別業務の局(設備規則 <b>第十四条第一項</b> )に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)及び標準周波数局の運用に関する左の事項は、告示する。 一〇三 (同上)	